

令和5年度第10回(1月度)笠松町役員会議録

2024.1.22.
笠松町内会

<開催日時> 令和6年1月13日(土) 19時~20時

<出席者> 植野顧問・藤田会長・乾副会長 石塚総務 佐々木会計 福島会計監査
各区長(2・7区長除く)

<議題>

I. 年末行事の反省と次年度の取り組みについて

1. 大掃除(12/17)結果

(1) 参加者・・・約20名

(2) 清掃結果

- ① 落ち葉 普通ごみ(ペットボトル含む) 30袋(90L)
- ② 空き缶/空き瓶は、1袋(30L)
- ③ 会館(第2含む)は、例年通り(一部来年度の改装を踏まえ簡略化)

(3) 反省点

- ① 実施日・集合場所・実施場所はおおむね良い。
今後は町全体と区単位で年1~2回を希望。
清掃場所は、公園・街路・側溝が望ましい。
- ② 清掃道具の課題として、個別のゴミ袋・側溝掃除用具 落ち葉集めの「熊手」が必要との意見や、各自の持参を要望する声もあった。
- ③ 参加賞はお茶の希望が多かったが、今回配布漏れがあり別途対応していただいた。
「さのぼ」は別途交換が不便、参加賞は不要との意見もあった。
- ④ 全体として、町内の顔の分かる交流が必要で多くの町内会員の参加を望む声もあった。

(4) その他の意見

- ① 6区では樹木が道路にはみだしている箇所があり、今後は家主に事前清掃申し入れの上、のこぎり等の工具を準備し対応したい。
- ② 5区では側溝の草の処理が必要な箇所があり、行政に事前に処理を依頼することとする。

2. 子ども餅つき大会(12/17)

(1) 参加者・・・約80名

(2) 総評・・・多くの子ども達が保護者と参加いただけ、参加した方々からも好評であった。

- (3) 反省点・・・準備時間が不足し餅つき開始までの待ち時間が長かった為、次回は準備時間を適切に設定することとします。

3. 夜警(12/29・30)

- (1) 参加者・・・延べ80名(12/29 2回、12/30 2回の計4回)

- (2) 反省点・・・「ぜんざい」の提供は好評であった。

子供たちの参加が2名と少なかったので、今後の参加率向上施策として、お土産についての告知強化を図ることとします。

事前に班長を集めて説明会を開くべきとの意見もありました。

- (3) 次年度は1チーム4人編成で、各区毎の参加人員の割り当てが必要との意見があり、来年度の検討課題とします。

※1～3の活動を通じ、日頃顔を合わさない住民同士のコミュニケーションの場を設ける重要性を認識できました。

II. 令和6年度の新区長・班長の検討状況について

1. 5区と6区は新区長・班長が決定しているとの報告がありました。
2. 現在班長より報告のない区については、1月20日以降に各班長に確認することとしました。

※1月22日現在、4・5・6・7区は新区長・班長の確認済。

8区は1月22日調整済。1～3区については、1月中に別途確認します。

III. 各種会則の改定について

1. 笠松町内会会則

(1) 改定主旨

- ① 町内会と自主防災会の組織統合に伴う組織強化を図る。
- ② 新年度の班長引き継ぎスケジュールを前倒しすることにより、定期総会で会計報告を行う体制に変更する為。

(2) 改定内容(案)

- ① 第7条(役員)の(8)区長を区長・副区長 各区各1名を追加する。
- ② 第8条(役員を選出)に4.副区長は前年の区長が就任するを加える。
- ③ 第10条(会議)(1)会議種別 役員会議に顧問を加える。
定期総会に各区長を加える。(班長とは別の場合あり)
- ④ 第14条(会計)2. 会計報告は、各年度定期総会において「5月度 役員会で報告・承認を得ること」を承認し、役員会議にて承認された 会計報告について回覧板・ホームページ等で開示する。」より下線部を削除する。

2. 笠松町内会細則

(1) 改定主旨

- ① 入町費を無しとし、町会費は実態との整合性のあるものに改定する。
- ② 入町日を明確化し、市報配布日との整合性を図る。

(2) 改定内容（案）

- ① 第1条2. 「新規入居の場合は、入町費 5,000 円を納入しなければならない。」は抹消する。
- ② 第1条2. 町費の納入金額は年間3,600円とする。
但し、特定の物件（ワンルームマンション等）については別途定める。
（以下順次）繰り上げる。
- ③ 第4条（入居又は退去）
年度途中の入居は、入居届出翌月1日を入町日とし月割り町会費を納入する

3. 自主防災会会則

(1) 改定主旨

令和5年度の町内会と自主防災会の組織統合との整合性を図る。

(2) 改定内容（案）

- ① 第7条（役員を選任）
①会長 ②副会長 ③総務 ④会計 ⑤委員 ⑧区長 ⑨班長
3. 「ただし区長は班長の互選とする」は削除。
- ② 第8条（役員の任務）
5. 「部長・副部長」は削除
- ③ 第10条（会議の種別）
4. 定期総会は年1回開催し、第7条に掲げる役員をもって構成し

4. 笠松町会館会則

(1) 改定主旨

会館運営体制の効率化を図る。

(2) 改定内容（案）

- 第2条 本館は町内会役員（町会長と総務）と会館利用者（長生会・クラブ等）の代表により運営する。
- 第3条 町会長は運営委員の中から館長を任命することができる。
- 第5条 町会長は毎年1回定期運営委員会を開き下記の事項を審議する。
- 第6条 臨時委員会は館長が招集し、議事は出席者の半数の賛成で成立する。

※ 1～4の改定については、整理し次回役員会議で再度検討します。

IV. 笠松会館の回収工事日程（案）について

1. 安全面を考慮し、令和6年6月～8月の工事期間中のクラブ・サークル活動は中止とする。
2. 上記期間中に衆議院議員選挙がある場合は、心明館の利用を提案する。
(選挙管理委員会が決定する)
3. 期間中の市報配布の準備作業は、第2会館を使用する。

VI. 今後の計画

2月度

令和6年度役員体制の確認（新役員・区長・班長）

諸規則改定内容の確認

3月度

令和6年度町内会方針とスケジュールの確認

区長・班長交代会議

第11回(2月度)役員会議は、2月3日(土)19時～

以上